

令和3年3月2日
生食発0302第1号
2食産第5908号

都道府県知事
保健所設置市長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からマレーシア向けに輸出する牛肉については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙MY-A1「マレーシア向け輸出牛肉の取扱要綱」（以下「別紙MY-A1」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、マレーシア政府から、マレーシア向け輸出牛肉の表示について、マレーシアイスラム開発庁（JAKIM）が認定した日本国内のハラール機関のロゴを内装及び外装の両方に表示するよう通知があったことを受け、別紙MY-A1に所要の改正を行うとともに、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく輸出検疫証明書の交付手続及び輸出検疫証明書様式を別紙MY-A1に追記しましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、令和3年3月8日以降の日付で発行される衛生証明書については、本通知により改正した別紙MY-A1の別紙様式3-1及び3-2により発行をお願いします。なお、衛生証明書様式の切替え日は、自治体の管轄当局が食肉衛生証明書を発行する日付に基づき切り替えるものであって、マレーシアへ荷物が到着する日を考慮するものではありませんので、御留意願います。